

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2025

J A 東京みなみ



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	11
リスク管理の状況	13
自己資本の状況	16
事業のご案内	17
各種手数料	23
貸借対照表	25
損益計算書	27
注記表	29
剰余金処分計算書	48
部門別損益計算書	49
財務諸表の正確性等にかかる確認	51
会計監査人の監査	51
損益の状況	52
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	53
信用事業	55
共済事業	67
経済事業	69
経営諸指標	73
自己資本の充実の状況	74
役員等の報酬体系	96
当組合の組織	97
沿革・歩み	101

JA TOKYO DISCLOSURE

2025

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましても、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みなみへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、JA東京みなみの決算期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度を振り返りますと、都市農業の基盤となる農地保全の為、都市農地貸借の円滑化の法律を活用した農地貸借の相談業務や営農困難な組合員の為の営農支援事業を実施し、農地維持管理の支援を行いました。

経済・金融情勢に目を向けますと、日本経済は上場企業の好調さを背景に日経平均株価は過去最高値を更新したほか、個人消費の復調等からインフレ経済への回帰が見られました。一方、昨年3月のマイナス金利解除に続き、17年ぶりに政策金利が引上げられ「金利のある世界」が戻ってきたことで金融市場や経営環境が大きく変化いたしました。

国内農業は、依然として続く物価高騰による生産資材の高騰や記録的な猛暑による生産量の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しいものでした。

JA東京みなみでは、策定した中期計画の最終年度を迎え、組合員をはじめとする利用者・地域住民の皆さまの信頼に応えられるよう第33回JA東京大会で決議されたJAグループの基本方針「持続可能な東京農業の確立」「持続可能な組織基盤の強化」「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」「都民と食・農・JAが織り成す地域社会の実現」にむけ職員一丸となり取り組んだ結果、計画を上回る実績を挙げることが出来ました。引き続き厳しい経営環境でありましたが、こうした実績を挙げることが出来たのも、組合員の皆さまをはじめ、利用者、地域の皆さまのご支援とご協力によるところと深く感謝申し上げます。

JA東京みなみは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

東京南農業協同組合
代表理事組合長 小林 和男

経営方針

経営理念

私たちは、安心・信頼・満足をJA東京みなみの経営理念とし魅力ある組合経営の指針としていきます。

【安心】

JA東京みなみは、生活のさまざまな場面で感じる「不安」を「安心」に変える力を持っています。生涯を通じてともに考え解決してゆける信頼のライフパートナーとなります。

【信頼】

私たちは、組合員・地域住民・消費者・行政・取引先などさまざまな信頼関係の中で存在しています。こうした信頼関係なくしてJA東京みなみは存続できません。私たちは信頼できるパートナーとして堅実な経営を目指すとともに、信頼を得られる事業を進めてまいります。

【満足】

安心と信頼は、「満足」を得られなければ生まれません。時代が変化する中で常に新しいサービスや質の高いサービスを提供するとともに、人と人とのつながりを重視した事業を進めていきます。また、職員に対しては、組織目標を明確にし、公正な評価・処遇を通して満足を提供します。

経営方針

JA東京みなみでは、自己改革に関する基本目標として、未来へ続く東京農業の確立、地域住民とJAをつなぐ地域社会づくりを掲げています。

農業担い手の高齢化、生産コストに見合う適正な農畜産物への価格転嫁もなされない厳しい営農環境のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

具体的には、直売所を核として、消費者・需要者のニーズや競合の動向等を踏まえた品質の高い東京産農畜産物の供給・消費・付加価値の拡大と農業生産コストの削減にも取り組んでまいります。

また、組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、これまでの組合員対話活動のみならず、准組合員参画の支店協同推進委員会や准組合員理事の登用等により准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

「未来へ続く東京農業の確立」への取り組み

未来へ続く東京農業の確立を達成する為、営農継続を実現させる営農指導事業の展開と農業所得増大に向けた販売力強化を実施し「農業の担い手支援・育成」を目指します。

また相続等を契機に管内のうちは減少を続けているなか、相続・事業承継対策の支援強化と都市農業関連諸制度の活用と農政活動の展開を行う事で「都市農地の保全」を目指します。

「地域住民とJAをつなぐ地域社会づくり」への取り組み

収穫体験や学校給食への食材提供などにより地域住民の皆様が食と農に触れる機会を創出し評価されておりますが、今後も地域の住民を巻き込んだコミュニティを維持・発展させる学校給食食材提供、JA東京みなみ夏休みこども村、JA東京みなみカップ少年サッカー大会等「協同活動の展開」に取り組み、都市農業が持つ多面的な機能の社会的価値向上を目指します。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組めます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

- 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

- 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

- 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

- 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

- ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。
- ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和6年度の各事業は、上場企業の好調を背景にインフレ経済への回帰が見られ、17年ぶりに政策金利が引上げられ金融市場や経営環境が大きく変化し、厳しい経営環境の中、概ね順調な業績をあげることが出来ました。皆様からお預りしている貯金残高は計画額達成には至らなかったものの1,834億円の実績となり、貸出金残高は、419億円の実績となりました。共済部門では推進総合実績433万ポイントの実績になりました。購買事業においては農業者所得の増大、農業生産の拡大に向け、組合員ニーズに応えるサービスの提供に取り組みましたが令和6年度供給計画に対し98.2%の実績となりました。販売事業において各店舗、地場産農産物の販売強化を図るとともに、先般の米不足・価格高騰に対しては、JA間取引を行っている全国のJAと連携し、安定供給に努めました。日野万願寺直売所では、日野市からの業務受託として、日野市学校給食のコーディネート業務や2校への配送業務を実施しました。その結果、令和6年度の当期剰余金は、事業計画を上回る2億83万円の実績となりました。併せて自己資本比率も24.35%と引き続き高い財務健全性を示すことが出来ました。令和7年度は、新たな3ヵ年計画の初年度であります。「持続可能な東京農業の実現とJAの発展」に向け都市農業の存在意義をさらに高め、農業の担い手が長期的な営農ビジョンを描きながら農地を受け継いでいけるよう3ヵ年計画を策定し、組合員の皆様と徹底した対話のもと、共に歩む事業運営を実践してまいります。

①指導事業

令和6年度は、都市農業の基盤となる農地保全のため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、都市農地貸借円滑化法）を活用した農地貸借の相談業務や、営農困難な組合員のため、営農支援事業による農作業受託では86件（前年度対比4件増）の作業を実施し農地維持管理の支援を行い、農機修理では233件（前年度対比5件増）のご依頼をいただきました。また、JA自身も組合員から貸借した農地を活用し、地域自治会と連携したサツマイモ掘り体験の開催や、夏休み子ども村での夏野菜の収穫体験を行い、農地保全を進めるとともに地域住民の理解醸成に取り組みしました。

営農指導担当者による情報発信により、JA東京中央会発信の学校給食活用事業（申請3件）や有機質肥料利用促進事業（申請21件）、東京型スマート農業実装化促進事業（申請4件）などの補助事業の申請により、農家の所得増大や環境保全型農業の推進、営農環境の整備などについて貢献しました。ナシの火傷病（かしょうびょう）による花粉の輸入禁止にともない花粉供給対策として、昨年に引き続き稲城地区の川清園様のご協力のもと、稲城市や稲城市果樹ボランティア、稲城の梨生産組合と連携し、JAの全職員を対象とした受粉用花粉の花取りや開葯作業を行いました。更に今後の花粉需要に応えるため、都市農地貸借円滑化法を活用し、稲城市の組合員より1,200㎡のほ場を10年間貸借し、50本のネパール梨を植え育成を開始いたしました。

「食の安全・安心」な農産物を地域住民・消費者の皆様にお届けするため、有機塩素系残留農薬土壌検査（11検体）について継続的に実施いたしました。

担い手支援・育成支援の取り組みとしましては、9月に第16期就農者基礎講座（農業実践力養成セミナーと合同）を開講し、管内の先進農家やJA、南多摩農業改良普及センターが講師となり3名の受講生が農業知識及び技術の習得に努めており、生産農家への準備を進めています。

農産物に対する獣害対策として、アライグマやハクビシンなどの捕獲も継続し、管内で合計106頭（前年度対比12頭増）の捕獲実績となりました。

10月に東京国際フォーラムで開催された第53回東京都農業祭と同時開催のあじわいフェスタ2024では、日野市特産の樽栽培トマトの展示や、東京やさい畑での収穫体験を青壮年部で行い、管内及び東京農業のPRを行いました。

JA東京みなみプライベート商品の「稲城の梨サクマドロップス」は好評をいただき、新たに日野市・稲城市の高尾ぶどうと多摩市のユズを使用したサクマドロップスを製造し令和6年6月より販売を開始しました。

また、女性部や各生産団体本部役員とJA役員との意見交換会を開催し、JA運営に対する活発な意見や要望が出され、今後のJA事業展開の参考といたしました。

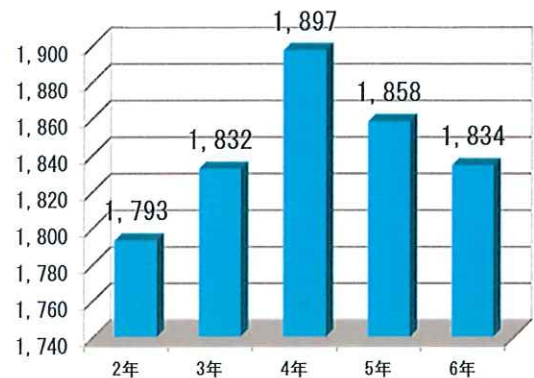
その他、組合員やその家族の健康維持・増進活動として、巡回検診、JA厚生連での人間ドックや婦人検診等を実施いたしました。

②信用事業

◇貯金

昨今、資産の「貯蓄から投資へ」のトレンドが加速し、貯金業務は非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、組合員専用定期貯金を始め、夏、冬のキャンペーン定期、地域の農業を活かした金融商品等を積極的に取り扱ったものの、期首より24億62百万円減少し、目標対比で97.3%となり残念ながら目標を達成することができませんでした。

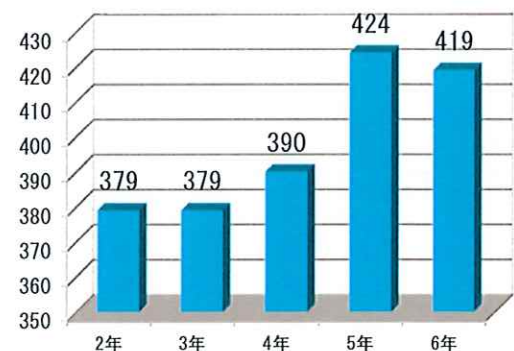
単位：億円



◇貸出金

組合員に対する相談業務から資金ニーズを把握し、くらしの相談課からの建設案件を獲得するとともに、他行への流出防止、ローンセンターにおける不動産関連会社への営業活動を中心に事業展開を行いました。期首より4億99百万円減少し、事業計画対比で96.9%の実績となり目標を達成することができませんでした。

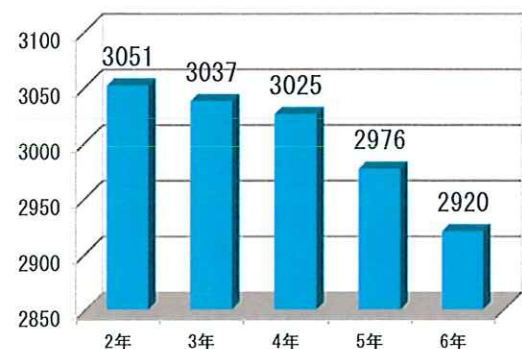
単位：億円



③共済事業

3Q訪問活動（あんしんチェック）等により、ご契約者の方に対する日頃のお礼をお伝えするとともに、保障点検活動を実施し、「ひと」「いえ」「くるま」を中心に保障の充実を図りました。その結果、推進総合目標ポイント3,900,000ポイントの目標に対し、4,338,016ポイントとなり、達成率111.2%の実績を挙げることができました。

単位：億円



④購買事業

農業者所得の増大、農業生産の拡大にむけ、共同購入を軸とした商品提案、組合員ニーズに応えるサービスの提供に取り組みましたが、令和6年度供給計画に対し98.2%（収益認識基準反映前）の実績となりました。

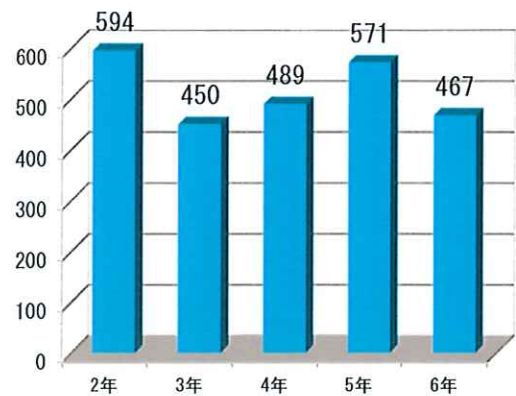
（生産資材）

農業資材等の価格高騰が続く中、農業生産コスト削減のため、組合員ニーズの高い商品について、仕入先や手数料率を見直した「超セール」や「ずっと特売価格」を継続的に実施し、農業者所得の増大に貢献いたしました。生産資材供給高は299,236千円（年間計画対比99.5%、前年度対比78.4%）の実績となりました。

（生活物資）

新茶やお中元・お歳暮・旬鮮倶楽部などの個別推進を実施するとともに、東洋羽毛による展示販売会や、組合員の高齢化を鑑みた補聴器の聴こえの相談会も実施いたしました。生活物資供給高実績は168,087千円（年間計画対比95.9%、前年度対比88.6%）となりました。

単位：百万円



（ 収益認識基準反映前 ）

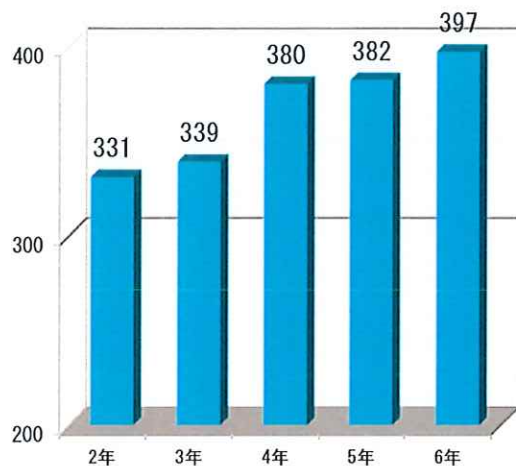
⑤販売事業

各店舗では、地場産農産物の販売強化を図るとともに、お客様がまた来たいと思えるような品揃えや店づくりを行いました。先般の米不足・価格高騰に対しては、年間特約契約者や飲食店など、日頃からご利用いただいているお客様へ継続販売できるよう、全農パールライスやJA間取引を行っている全国のJAと連携し、安定供給に努めました。販売事業の拠点となる日野万願寺直売所「みなみの恵み」では、10月に7周年をむかえ、JA間取引の活用や野菜の詰め放題などの実施により魅力ある店舗づくりを強化し、レジの売上金額320,091千円（前年度対比104.5%）となり農業者所得の増大、農業生産の拡大に貢献いたしました。

また、日野万願寺直売所では、日野市からの業務受託として、日野市学校給食のコーディネート業務や2校への配送業務を実施しました。

販売事業の実績は、買取販売高実績222,255千円（年間計画対比101.5%、前年度実績対比106.2%）、受託販売取扱高実績175,627千円（年間計画対比101.1%、前年度実績対比101.6%）となりました。

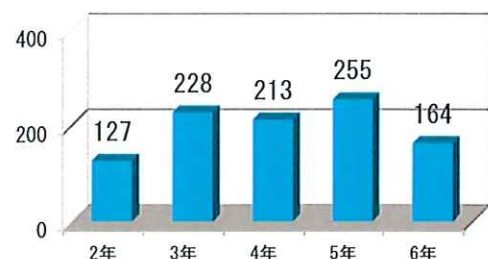
単位：百万円



⑥宅地等供給事業

各地区で財産診断を実施し、相談業務から円滑な事業承継のための相続対応を行いました。建設については、全農との「施主代行方式」により賃貸住宅9棟、個人住宅5棟、また売買仲介については、相続税納付を目的としたものを中心に49件を実施した結果、事業計画1億91百万円に対し、宅地等供給事業収益実績1億69百万円、達成率88.6%となりました。

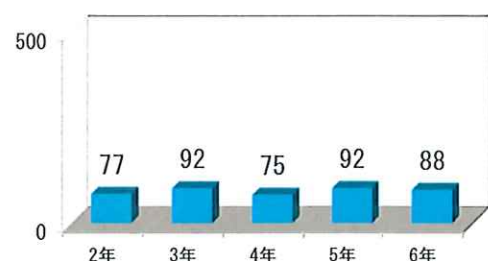
単位：百万円



⑦利用事業

葬儀の小規模化が平準化している中、戸々のニーズにあった葬儀や法事等の提案・施行を実施し、各支店においてはペット火葬の受付を行いました。セレモニーセンターの施行件数161件（前年度対比9件増）、利用事業収益実績は272,656千円（年間計画対比112.8%、前年度対比103.2%）となりました。

単位：百万円



トピックス

令和6年

4月17日	JA東京みなみ女性大学開講式（受講生7名）
4月26日～4月27日	野菜苗の即売会（多摩支店以外は常時店頭販売）
5月11日～5月12日	第27回ひの新選組まつり（高幡宿、日野宿）
5月31日	JA東京みなみ女性部第36回通常総会（書面総会）
6月14日	JA東京みなみ果実部会連絡協議会第36回通常総会（本店）
6月17日	JA東京みなみ野菜部会連絡協議会第36回通常総会（本店）
6月20日	JA東京みなみ青壮年部第36回通常総会（本店）
6月26日	第35回通常総代会（パルテノン多摩 大ホール）
6月30日	芋ほり収穫体験の実施（前年度取扱いした「芋ほり収穫体験付き定期積金」の特典）
7月2日	JA東京みなみ資産管理部会連絡協議会・青色申告部会連絡協議会合同総会（七生支店）
7月4日	第1回日野市・JA東京みなみ連絡協議会（日野市役所）
7月5日	朝顔 品評会（多摩支店）
7月6日	芋ほり収穫体験の実施（前年度取扱いした「芋ほり収穫体験付き定期積金」の特典）
7月6日～7月7日	第42回ふるさと多摩夏まつり「せいせき朝顔市」（京王線聖蹟桜ヶ丘駅周辺）
7月4日	第1回日野市・JA東京みなみ連絡協議会（日野市役所）
7月20日	稲城地区盆踊り大会（稲城支店）
7月23日	JA東京みなみ夏休みこども村農業収穫体験ツアー（17名参加）
7月26日	JA東京みなみ年金友の会連絡協議会役員会（本店）
7月27日	日野地区納涼祭（日野地区）
7月30日	明治神宮「明治天皇祭」農産物奉納（明治神宮農林水産物奉献会）
8月1日～令和7年2月28日	正組合員訪問・対話活動（自己改革の取組み等について説明・正組合員948名訪問）
8月2日	JA東京みなみ年金友の会連絡協議会第27回通常総会（七生支店）
8月3日	七生地区盆踊り大会（七生支店）
8月20日～8月23日	JA東京アグリパーク「JA東京みなみフェア」（JA東京 南新宿ビル）
8月29日	第15期就農者基礎講座 修了式（本店・受講生4名）
8月31日	野菜の日イベント台風の為に中止
9月20日	第16期就農者基礎講座 開講式・農業実践力養成セミナー（本店・受講生4名）
10月19日～10月20日	Iのまちいなぎ市民祭（稲城中央公園）
10月25日～10月26日	第53回東京農業祭（品評会28日・一般観覧29日・東京国際フォーラム）
10月26日～10月27日	みなみの恵み7周年感謝セール（日野万願寺直売所）
11月9日～11月10日	日野市産業まつり（ふれあいホール）
11月15日	女性部ポッチャ交流大会（日野支店）
11月23日	明治神宮新嘗祭 宝船奉納（明治神宮・青壮年部製作）
12月1日	第14回JA東京みなみカップ少年サッカー大会 予選（多摩市内会場 24チーム参加）
12月8日	第14回JA東京みなみカップ少年サッカー大会 決勝戦・表彰式（多摩市立陸上競技場）

令和7年

1月10日	明治神宮農林産物奉獻会年頭参拝・総会（明治神宮）
1月18日	第21回日野市都市農業シンポジウム（日野市民会館小ホール）
1月29日	第2回日野市・JA東京みなみ連絡協議会（本店）
1月30日	有機塩素系残留農薬土壌検査（全地区合計11検体異常なし）
2月7日	稲城市・JA東京みなみ連絡協議会（稲城支店）
2月12日	期限切れ農薬回収事業（全地区 産業廃棄物適正処分）
2月17日	女性部本部役員とJA役員との意見交換（本店）
3月4日～3月6日	農薬廃棄プラスチック回収事業（全地区回収 産業廃棄物適正処分）
3月7日	多摩市・JA東京みなみ連絡協議会（多摩支店）
3月18日	果実協・野菜協・青壮年部本部役員とJA役員との意見交換会（七生支店）
3月21日	野生動物慰霊祭（駆除した野生動物の鎮魂、八坂神社）
3月20日	第15回三沢川 桜・梨の花まつり（稲城市役所・稲城支店周辺）
3月26日	3市農業委員会・JA東京みなみ連絡協議会（本店）

農業振興活動

重点施策	具体的実施事項	業績評価基準 (数値評価指標・目標値)	令和6年度	
			実施事項及び目標値	実績状況等
1 農業者所得の増大 (販売所のブランド化戦略の推進と機能強化)	① 買取制度の強化・契約栽培の推進をします。	農家買取販売高 契約栽培品目数	令和3年度実績対比110% 4品目（累計）	令和3年度実績対比79.6% 契約栽培については、出荷者のプレッシャーが大きいため、コンテナ出荷依頼に切り替え（玉ねぎ、じゃがいも）。県生きうり飲食買い取りを実施。
	② GAP・エコ農産物・JA東京グループ統一ブランドの普及・拡大をします。	GAP認証者の増員 東京エコ農産物認証者の増員	GAP認証者：認定1名・認定1名 東京エコ認証者：1名増員	・新東京GAP認証者：認定1名・認定なし 4名、増減なし ・東京エコ認証者：新規
	③ 管内直売所を起点としたJA東京グループ・松島との物流・商品の販売連携。	新規取引農産JA数	1JA	JA豊取引き契約既存取引先16JA（都内5JA・松島11JA） 既存取引JAとの取引強化、イベント等に活用。
	④ 飲食店等への販売チャネルの開設。	取引飲食店数	4店舗（累計）	4先（累計） 日野市立病院（1回/月）、角上角屋（毎営業日） アグリパーク（2回/月）、トマトフェス
	⑤ 施設建設による生産量の拡大（生産期間の拡充）を強化します。	施設建設棟数	5棟（累計）	日野地区2棟、多摩地区1棟、稲城地区5棟/ハウス建設 累計8棟
2 農業生産コストの削減	① 年間を通じて低価格な生産資材の販売を目指し、生産コスト低減に努めます。	生産資材品目数	5品目（累計）	【ずっとと特売価格】 6品目（上半期から継続） 黒マルチ、配合肥料2品目、化成肥料2品目、ラウンドアップマックスロード
	② 低価格な生産資材の超セールを実施します。	超セールの実施回数	4回	【超セール】4回 7/1～8/31農産店超セール 7/1～8/31有機化成肥料超セール 10/1～11/30のり産超セール 12/1～1/31有機化成超セール
3 担い手・就農者の育成支援	① 担い手農業者への農地の維持管理支援として営農支援事業の充実を行います。また、農業機械の修理等を通じて営農の効率化等を行います。	営農支援件数 農機修理件数	令和3年度実績対比110% 令和3年度実績対比107%	・営農支援件数 86件（令和3年度対比165%） ・修理依頼件数 233件（令和3年度対比96.7%）
	② 就農者基礎講座の開催を継続し、生産者組織への加入を推進します。	就農者基礎講座の継続 受講者数 生産者組織加入者数	就農者基礎講座開催 受講者6名 生産者組織加入者1名	・16期就農者基礎講座9/20開講 受講生5名 ・第15期 生産者組織加入者1名
	③ 振興ボランティア等の育成を支援します。	賛成講座への座学講師派遣 回数	16回	ボランティア賛成講座 ・計16回 日野市 5回（4月～9月） 5回（10月～3月） 稲城市 5回（4月～9月） 1回（10月～3月）
4 生産地・未利用農地等の活用	① 農地把握システムを活用し、未利用農地を組合員や地域住民が利用できるよう農地貸借のマッチング及び有効活用について取組み、都市農地の保全に努めます。	組合員同士の農地貸借契約 件数	2件（累計）	新規無し ・農地貸借（組合員間）相談・申請指導 2件（累計） ・農地貸借（JA・組合員間） 1件（累計3件）
5 相続・事業承継の支援体制強化	① 事業承継と農地保全を目的とした相続相談体制の取組み強化および遺言信託を提案します。	遺言信託受託件数	20件	遺言信託受託件数：21件（達成率：105.0%） 同行訪問による財産診断、相続相談を実施。
6 農業者に寄り添える職員の育成	① 営農指導担当者（TAC）の生産現場へ出向く活動の実践・徹底。	農地所有組合員訪問 3件以上/日 新規直売所出向者数 生産農家への訪問活動と事業提案 2件以上/月	農地所有組合員訪問 3件以上/日 直売所への新規出向者 1名以上/年 生産農家への事業提案 2件以上/月	【営農指導担当10名（6月～9名、12月～8名）】 ・農地所有組合員訪問5,337件【進捗率72.9%】 ・直売所新規出向者6件【進捗率60%】 ・事業提案82件【進捗率49.2%】
	② 営農指導担当者の営農技術（研修等活用）や知識の向上、習得により、担い手への相談機能を強化します。	普及指導員資格の取得人数 営農指導担当者研修会の開催回数	2名以上（累計） 5回	・普及指導員資格取得0名 ・研修会計7回（野菜栽培概論講習会6/28 7/26 9/6 10/4 11/22）、生産履歴システム操作 フォロー研修（7/16）、第2回TACアグリビジ ネススクール（7/10）
7 管内3市農業行政機関との連携強化	① 3市農業委員会との定期的な交流（農地保全を目的とした会議）を行うとともに、各団体との連携をこれまで以上のものにしていくための取組みを行います。	JA・3市農業委員会連絡協議会の開催回数	1回	令和7年3月26日開催 各市の農政関連事業に対する取組みについて情報共有を図り、農地貸借のマッチング方法を協議。
	② 3市農政担当部との定期的な交流（農地保全を目的とした会議）を行うとともに、行政との連携を強化する。	JA・3市農政担当連絡協議会の開催回数	1回	令和7年3月26日開催 各市より農政関連事業予算、JAの令和7年度事業計画（案）を説明・共有。
8 都市農業の持続性を高めるための農政活動の展開	① 議員への要請活動・意見交換を実施します。	意見交換会の開催回数	1回	育壮年齢にて衆議院議員2名と面談 （JA都府協一斉要請活動 9/10）
9 多面的機能への取組み・発信	① 都市農業、都市農地への理解醸成のため、農地・農業の防災・教育・景観創出等といった多面的機能のPRを行います。	JAホームページへの掲載 農業新聞への関連記事掲載	更新 6本	夏休み子ども村（食育活動）更新・掲載 【担当者10名（6月～9名、12月～8名）】 農業新聞記事掲載本数56本
10 食農教育活動への取組み	① 直売所を拠点とした学校給食食材提供事業へ取組みます。	みなみの恵みを集約拠点とした日野市内小中学校への 食材供給先数	日野市内小中学校へ食材提供開始 食材供給先：3校（累計）	継続：日野市学校給食コーディネーター業務 新規：4月から日野市学校給食配送業務（日野市内小学校2校）
	② JA東京みなみ夏休み子ども村の継続開催による食農教育活動に取組みます。	JA東京みなみ夏休み子ども村の開催	1回	7/23JA東京みなみ夏休み子ども村開催 参加者22名
	③ JA東京みなみカップ少年サッカー大会の継続開催等による地域コミュニティの活性化を図ります。	JA東京みなみカップ少年サッカー大会の開催	1回	第14回JA東京みなみカップ少年サッカー大会 （多摩市開催） 予選12/1、決勝12/8
11 農と住の調和した街づくりの推進	① 次世代への事業承継・農地保全・地域活性化を図るため、東京都農住都市支援センターと区画整理事業の推進に努めます。	区画整理組合 調査・立案準備会へ設立	組合設立：1件	令和6年12月2日、日野市上台土地区画整理組合設立。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

J A東京みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割りや、金融機関としての役割りなど、協同組合組織として、組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという社会的責任を担っています。

1 地域からの資金調達の状況

- (1) 貯金・積金残高 183,425百万円（令和7年3月31日）
- (2) 貯金商品 定期貯金・普通貯金・定期積金 他

2 地域への資金供給の状況

- (1) 貸出金残高（総合口座貸越・金融機関貸付を除く） 39,894百万円（令和7年3月31日）

3 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消による地域の活性化と安心安全な農産物の提供
- 学校給食への地場農産物の活用と地域農業の理解・促進
- 学童農園等農業体験活動の実施
- 市民農園・体験農園の設置
- 少年サッカー大会開催
- 夏休みこども村（食農教育事業）

4 地域密着型金融への取り組み

(1) 貯金

○組合員専用定期貯金「みなみの組合員定期貯金」（取扱い期間令和7年4月1日～募集額達成まで）

【正組合員（家族含む）】店頭金利+0.225%

【准組合員（家族含除く）】店頭金利+0.225%

○年金受給者専用定期貯金「みなみすこやか定期貯金」（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

店頭金利+0.225%

○JA農産物直売所クーポン券付き定期貯金（令和8年1月5日～2月27日）契約者特典

契約者特典：新規10万円につき、当JA直売所（経済店も含む）で利用できる100円のクーポン券を進呈

○セレモニーセンター特典付き定期積金（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

「JA東京みなみ やすらぎ友の会」入会による会員特典（契約者特典）

○収穫体験付き定期積金（令和7年7月1日～令和7年9月30日）

①「ブルーベリー摘み取り券付き定期積金」

②「サツマイモ収穫体験付き定期積金」

（2） 貸出金

○営農資金（農機具・農業用構築物・農業用自動車等）

○自己住宅ローン

○賃貸住宅ローン（新築・リフォーム・借換等）

○独自ローン（賃貸住宅のリフォーム・事業設備資金等）

○小口ローン（マイカーローン・教育ローン等）

（3） 共済

○ひと・いえ・くるまの総合保障「建物更生共済・こども共済・医療共済・年金共済・自動車共済他」

組合員・利用者の満足度向上を目的に、地域密着であるJAの魅力を活かしたフォロー活動

（3Q 訪問活動）の取組強化・定着を図ります。

5 「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取り組み方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

（1） 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2） 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

（1） 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2） 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

（1） 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括管理者を代表理事副組合長、副統括管理者を常務理事とし、コンプライアンスの統括管理を行っています。また、組合等のコンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署はリスク管理室とし、リスク管理室長をコンプライアンス統括責任者としています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス計画を策定し、実効ある推進に努めています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 リスク管理室（電話：042-594-1011）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- ・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、24.35%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

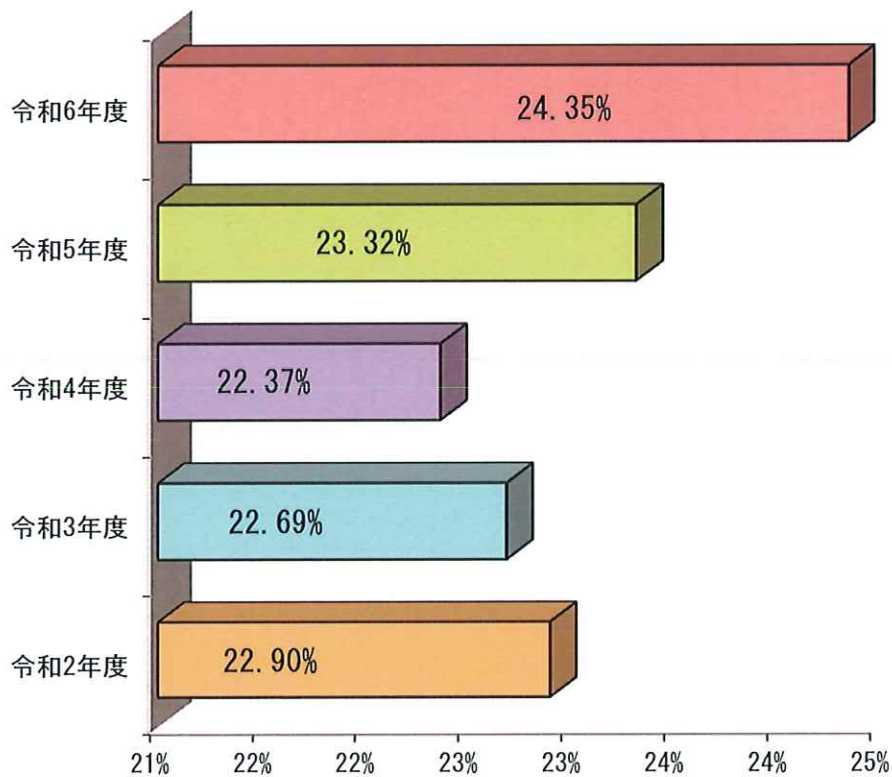
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	15,869百万円(前年度15,793百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



©よりぞう

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
営 農 支 援 ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者みなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種 類	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	万一到備えとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
生存給付特則付一時払 終 身 共 済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、各地区の直売施設では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいています。

5 利用事業

J A東京みなみセレモニーセンターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用いただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、年中無休24時間体制でご家族の方の万一に応えられる体制を整えています。

6 指導事業

営農指導はJ Aの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 平成29年10月に新設された大型農産物直売所「みなみの恵み」等、ファーマーズマーケットを拠点とする販売力の強化と農業生産の拡大を実現するため、『TAC』の営農指導力・事業提案力が不可欠であり、その機能発揮を図っています。消費者や地域住民に新鮮・安全・安心な農畜産物の直売や学校給食への供給、体験農業などの食農教育を通じた「身近で大切な農業」を果たす多面的機能のある都市農業への理解を農業者とともに進めています。

※TAC（タック）：担い手農家組合員に出向く活動を行う「指導経済渉外担当者」

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和7年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき		330円
		1万円以上3万円未満1件につき		440円
		3万円以上1件につき		660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円
		3万円以上1件につき	無料	440円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	330円
	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	220円

手形・小切手取立等手数料

種 類	手数料
代金取立	
電子交換手数料	990円
個別取立	1,100円
その他	振込の組戻料 1件につき 660円
	取立手形の組戻料 1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料 1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料（※） 1通につき 1,100円
	離島回金手数料 無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手（50枚）	11,000円
約束手形（25枚）	11,000円
為替手形（25枚）	11,000円
専用手形（1枚）	取扱廃止
自己宛小切手（1枚）	取扱廃止

硬貨両替・金種指定払出手数料

手 数 料	□ 座 有 の お 客 様			
	100枚まで	101枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	以降500枚毎
	無料	550円	1,100円	550円

手 数 料	□ 座 無 の お 客 様			
	100枚まで	101枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	以降500枚毎
	550円	1,100円	2,200円	1,100円

その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（出資含）投資信託相続評価 証明書1通につき	1,100円
郵送による交付をご希望の場合は別途（定 例発行登録先は除く）	1,100円
取引履歴明細（1口座毎）	
枚数10枚まで	550円
10枚超1枚毎に追加 1枚につき	22円
郵送による交付をご希望の場合は別途	1,100円
通帳・証書再発行	1,100円
I Cキャッシュカードの再発行	1,100円
I Cキャッシュカード（一体型）の再発行	無 料
貸金庫カードの再発行	1,100円
定時自動送金※	
1契約 送金の都度 取扱手数料	55円
自店舗	55円+無料
僚店	55円+振込手数料
他金融機関	55円+振込手数料
※当農協支店間・他農協・他金融機関への送金は、別途振込 手数料がかかります。	

融資関係手数料

種 類	手 数 料
残高証明書	1,100円
新規事務取扱手数料	
不動産担保貸付	33,000円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付・小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
条件変更事務取扱手数料	
不動産担保貸付	5,500円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
繰上返済事務取扱手数料	
一部繰上返済	
不動産担保貸付	11,000円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
ネットバンク（自己住宅ローンのみ）	無 料
全額繰上返済（実行日から）	
不動産担保貸付	
5年以内	33,000円
10年以内	22,000円
10年超	11,000円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円

金庫利用手数料

種 類	手 数 料
貸金庫	
中型（高さ100mm）	年間 19,800円
大型（高さ140mm）	年間 26,400円
貸金庫カード再発行	1,100円

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	192,506,672	189,117,829
(1) 現金	452,405	489,322
(2) 預金	129,442,447	127,134,393
系統預金	126,942,419	124,634,304
系統外預金	2,500,028	2,500,088
(3) 有価証券	19,989,513	19,355,768
国債	4,500,837	4,097,700
地方債	2,103,360	1,959,851
政府保証債	213,800	201,640
社債	12,339,016	12,345,076
受益証券	832,500	751,500
(4) 貸出金	42,446,553	41,947,171
(5) その他の信用事業資産	187,764	202,521
未収収益	131,636	172,080
その他の資産	56,128	30,440
(6) 貸倒引当金	△12,013	△11,347
2. 共済事業資産	922	2,783
(1) その他の共済事業資産	922	2,783
3. 経済事業資産	48,889	53,848
(1) 経済事業未収金	16,066	16,955
(2) 棚卸資産	32,198	35,510
購買品	28,724	29,269
その他の棚卸資産	3,473	6,240
(3) その他の経済事業資産	624	1,383
4. 雑資産	190,963	177,813
(1) 雑資産	190,963	177,813
5. 固定資産	1,979,488	1,848,596
(1) 有形固定資産	1,958,295	1,829,092
建物	2,852,910	2,852,910
機械装置	27,589	28,237
土地	481,541	481,541
その他の有形固定資産	542,204	528,858
減価償却累計額	△1,945,950	△2,062,455
(2) 無形固定資産	21,192	19,503
その他の無形固定資産	21,192	19,503
6. 外部出資	7,012,010	7,063,560
(1) 外部出資	7,012,010	7,063,560
系統出資	6,078,700	6,130,250
系統外出資	933,310	933,310
7. 繰延税金資産	479,680	792,309
資産の部合計	202,218,627	199,056,740

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業負債	186,014,854	183,527,335
(1) 貯金	185,887,889	183,425,793
(2) その他の信用事業負債	126,964	101,542
未払費用	7,263	56,895
その他の負債	119,701	44,646
2. 共済事業負債	289,189	287,398
(1) 共済資金	111,172	117,609
(2) 未経過共済付加収入	172,662	164,963
(3) 共済未払費用	818	554
(4) その他の共済事業負債	4,534	4,270
3. 経済事業負債	56,724	51,907
(1) 経済事業未払金	56,219	51,290
(2) 経済受託債務	471	568
(3) その他の経済事業負債	32	48
4. 雑負債	327,214	231,414
(1) 未払法人税等	92,630	32,326
(2) 資産除去債務	111,904	112,389
(3) その他の負債	122,679	86,698
5. 諸引当金	408,297	452,322
(1) 賞与引当金	127,848	134,435
(2) 退職給付引当金	258,108	293,801
(3) 役員退職慰労引当金	22,340	24,085
負債の部合計	187,096,280	184,550,378
・純資産の部		
1. 組合員資本	15,895,574	15,967,607
(1) 出資金	661,692	648,917
(2) 資本準備金	429	429
(3) 利益剰余金	15,259,990	15,347,153
利益準備金	1,510,010	1,510,010
その他の利益剰余金	13,749,980	13,837,143
目的積立金	2,976,000	3,160,000
特別積立金	9,875,000	9,875,000
当期末処分剰余金	898,980	802,143
(うち当期剰余金)	(363,370)	(200,831)
(4) 処分未済持分	△26,537	△28,893
2. 評価・換算差額等	△773,227	△1,461,244
(1) その他有価証券評価差額金	△773,227	△1,461,244
純資産の部合計	15,122,346	14,506,362
負債及び純資産の部合計	202,218,627	199,056,740

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,262,560	2,067,343
事業収益	-	2,892,887
事業費用	-	825,544
(1) 信用事業収益	1,542,521	1,527,560
資金運用収益	1,417,722	1,426,333
(うち預金利息)	(489,525)	(521,715)
(うち有価証券利息)	(213,146)	(212,195)
(うち貸出金利息)	(485,264)	(489,949)
(うちその他受入利息)	(229,786)	(202,472)
役務取引等収益	35,967	37,317
その他事業直接収益	375	77
その他経常収益	88,456	63,831
(2) 信用事業費用	101,833	187,893
資金調達費用	9,682	101,966
(うち貯金利息)	(9,240)	(101,526)
(うち給付補填備金繰入)	(440)	(439)
役務取引等費用	5,151	5,018
その他事業直接費用	-	193
その他経常費用	87,000	80,714
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6,581)	(△665)
信用事業総利益	1,440,687	1,339,666
(3) 共済事業収益	391,761	392,106
共済付加収入	376,421	370,515
その他の収益	15,340	21,590
(4) 共済事業費用	15,827	11,688
共済推進費	12,984	9,250
その他の費用	2,842	2,438
共済事業総利益	375,934	380,417
(5) 購買事業収益	298,104	284,605
購買品供給高	268,378	259,340
購買手数料	27,079	22,532
その他の収益	2,647	2,732
(6) 購買事業費用	226,385	219,041
購買品供給原価	223,100	215,927
その他の費用	3,285	3,113
購買事業総利益	71,719	65,563
(7) 販売事業収益	224,947	240,649
販売品販売高	209,188	222,255
販売手数料	14,050	14,246
その他の収益	1,708	4,147
(8) 販売事業費用	177,484	188,785
販売品販売原価	172,514	182,852
その他の費用	4,969	5,933
販売事業総利益	47,462	51,863

科 目	令和5年度	令和6年度
(9) 加工事業収益	521	493
(10) 加工事業費用	—	34
加工事業総利益	521	459
(11) 利用事業収益	264,300	272,656
(12) 利用事業費用	171,355	184,285
利用事業総利益	92,944	88,370
(13) 宅地等供給事業収益	260,351	169,344
(14) 宅地等供給事業費用	5,150	5,050
宅地等供給事業総利益	255,200	164,294
(15) 指導事業収入	9,926	5,471
(16) 指導事業支出	31,837	28,764
指導事業収支差額	△21,911	△23,293
2. 事業管理費	1,906,045	1,941,701
(1) 人件費	1,354,596	1,384,586
(2) 業務費	181,340	180,449
(3) 諸税負担金	82,322	84,147
(4) 施設費	279,530	284,880
(5) その他事業管理費	8,255	7,636
事業利益	356,514	125,641
3. 事業外収益	110,112	107,411
(1) 受取出資配当金	91,484	93,117
(2) 賃貸料	13,559	13,832
(3) 雑収入	5,068	462
4. 事業外費用	526	504
(1) 寄付金	523	498
(2) 雑損失	3	6
経常利益	466,101	232,549
税引前当期利益	466,101	232,548
法人税・住民税及び事業税	112,345	52,374
法人税等調整額	△9,614	△20,657
法人税等合計	102,730	31,717
当期剰余金	363,370	200,831
当期首繰越剰余金	535,609	601,311
当期未処分剰余金	898,980	802,143

第 36 期 注記表

東京南農業協同組合

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法の変更

棚卸資産のうち購買品及び買取販売品に係る評価方法は、従来、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しています。

この評価方法の変更は、当事業年度に新たな業務システム（経済システム）を導入したことを契機として、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであり、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来に亘り総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 11,347 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 807,579 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は389,664千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	292,724千円	構築物	72,916千円	機械装置	11,581千円
器具備品	12,442千円				

2. 担保に供している資産

定期預金1,100,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保にそれぞれ供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 407,270 千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は39,777千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は39,777千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,061,267千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	127,134,393	126,173,767	△960,626
有価証券			
満期保有目的の債券	3,200,000	2,698,785	△501,215
その他有価証券	16,155,768	16,155,768	-
貸出金	41,947,171		
貸倒引当金(*1)	△ 11,347		
貸倒引当金控除後	41,935,823	41,969,146	33,322
資産計	188,425,986	186,997,467	△1,428,519
貯金	183,425,793	183,103,669	△322,123
負債計	183,425,793	183,103,669	△322,123

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

7,063,560

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,634,393	-	-	-	-	2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	21,699	217,999	517,999	890,749	696,749	15,629,403
貸出金(*1,2)	2,570,283	2,573,907	2,425,823	2,279,687	2,149,738	29,525,832
合 計	127,226,376	2,791,906	2,943,823	3,170,436	2,846,487	50,855,235

(*1) 貸出金のうち、当座貸越52,807千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件421,900千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	179,514,364	944,702	1,223,765	144,046	1,598,914	-
合 計	179,514,364	944,702	1,223,765	144,046	1,598,914	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	社 債	500,000	502,220	2,220
	小 計	500,000	502,220	2,220
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	社 債	2,700,000	2,196,565	△503,435
	小 計	2,700,000	2,196,565	△503,435
合 計		3,200,000	2,698,785	△501,215

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国 債	609,990	600,318	9,671
	地 方 債	907,620	900,579	7,040
	政府保証債	201,640	200,551	1,088
	社 債	781,270	768,871	12,398
	受益証券	-	-	-
	小 計	2,500,520	2,470,321	30,198
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国 債	3,487,710	4,413,380	△925,670
	地 方 債	1,052,231	1,151,101	△98,869
	政府保証債	-	-	-
	社 債	8,363,806	9,172,000	△808,193
	受益証券	751,500	1,000,000	△248,500
	小 計	13,655,248	15,736,482	△2,081,234
合 計		16,155,768	18,206,804	△2,051,035

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
社債	300,000	-	-
合 計	300,000	-	-

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額699,467千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	258,108 千円
退職給付費用	40,048 千円
退職給付の支払額	△ 4,354 千円
期末における退職給付引当金	293,801 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	293,801 千円
未積立退職給付債務	293,801 千円
退職給付引当金	293,801 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	40,048 千円
特定退職金共済制度への拠出金	41,095 千円
合計	81,143 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金14,124千円を拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,690千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	37,494
退職給付引当金	84,056
役員退職慰労引当金	6,890
賞与引当金未払保険料	5,837
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	3,542
資産除去債務	32,154
減価償却費超過額	58,007
有価証券評価損	9,730
その他有価証券評価差額金	586,801
その他	889
繰延税金資産小計	825,404
評価性引当額	△17,825
繰延税金資産合計 (A)	807,579
繰延税金負債	
資産除去債務 (建物・構築物)	△15,269
繰延税金負債合計 (B)	△15,269
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	792,309

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.41 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.58 %
住民税均等割等	0.37 %
評価性引当額の増減	0.61 %
事業分量配当金	△10.84 %
法人税額の特別控除	△1.10 %
税率変更による影響	△1.69 %
その他	△0.41 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.64 %

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.89%から28.61%に変更し計算しています。

その結果、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債控除後）は18,783千円、その他有価証券評価差額金は14,842千円それぞれ増加し、法人税等調整額は3,940千円減少しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当ＪＡの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額を全額計上しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	111,904千円
時の経過による調整額	485千円
期末残高	112,389千円

第 35 期 注記表

東京南農業協同組合

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

（イ）時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（ロ）市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産：買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ . 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 12,013 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 496,154 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受ける可能性があり、今後の課税所得の推移状況によって、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は389,664千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	292,724千円	構築物	72,916千円	機械装置	11,581千円
器具備品	12,442千円				

2. 担保に供している資産

定期預金1,100,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保にそれぞれ差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

410,347 千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は57,295千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は57,295千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債等の債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が０.３９％上昇したものと想定した場合には、経済価値が７０５,１８２千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	129,442,447	128,891,590	△550,857
有価証券			
満期保有目的の債券	3,200,000	2,885,105	△314,895
その他有価証券	16,789,513	16,789,513	－
貸出金	42,446,553		
貸倒引当金(*1)	△ 12,013		
貸倒引当金控除後	42,434,540	42,881,527	446,987
資産計	191,866,501	191,447,736	△418,764
貯金	185,887,889	185,813,222	△74,667
負債計	185,887,889	185,813,222	△74,667

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によります。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などのその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円)
外部出資	貸借対照表計上額 7,012,010

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,942,447	-	-	-	-	2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,200,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	951,899	17,999	217,999	317,999	931,199	15,270,403
貸出金(*1,2)	2,708,245	2,525,604	2,601,001	2,362,481	2,275,584	29,655,115
合 計	130,602,592	2,543,604	2,819,001	2,680,481	3,206,784	50,625,518

(*1) 貸出金のうち、当座貸越46,819千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件318,520千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	183,794,924	870,409	711,879	363,808	146,867	-
合 計	183,794,924	870,409	711,879	363,808	146,867	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	500,000	505,770	5,770
	小 計	500,000	505,770	5,770
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,700,000	2,379,335	△320,665
	小 計	2,700,000	2,379,335	△320,665
合 計		3,200,000	2,885,105	△314,895

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	674,967	630,325	44,641
	地方債	1,693,730	1,600,808	92,921
	政府保証債	213,800	200,618	13,181
	社債	2,339,400	2,303,346	36,053
	受益証券	-	-	-
	小 計	4,921,897	4,735,098	186,798
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	3,825,870	4,414,313	△588,443
	地方債	409,630	465,001	△55,370
	政府保証債	-	-	-
	社債	6,799,616	7,246,147	△446,531
	受益証券	832,500	1,000,000	△167,500
	小 計	11,867,616	13,125,463	△1,257,846
合 計		16,789,513	17,860,561	△1,071,047

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額668,860千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	249,492 千円
退職給付費用	27,468 千円
退職給付の支払額	△ 18,852 千円
期末における退職給付引当金	258,108 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	258,108 千円
未積立退職給付債務	258,108 千円
退職給付引当金	258,108 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	27,468 千円
特定退職金共済制度への拠出金	41,023 千円
臨時に支払った割増退職金	2,000 千円
合計	70,491 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,918千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、113,109千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	35,656
退職給付引当金	71,986
役員退職慰労金引当金	6,230
賞与引当金未払保険料	5,562
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	7,222
資産除去債務	31,210
減価償却費超過額	49,008
有価証券評価損	9,485
その他有価証券評価差額金	298,715
その他	852
繰延税金資産小計	515,930
評価性引当額	△19,776
繰延税金資産合計 (A)	496,154
繰延税金負債	
資産除去債務 (建物・構築物)	△16,473
繰延税金負債合計 (B)	△16,473
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	479,680

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.35 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.74 %
住民税均等割等	0.18 %
評価性引当額の増減	0.10 %
事業分量配当金	△5.66 %
その他	△0.09 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.04 %

VIII. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。なお、耐用年数を経過している物件に関しては見積額全額を計上しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和5年度	令和6年度
	令和6年6月26日総代会承認	令和7年6月26日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	898, 980	802, 143
任意積立金取崩額	-	-
剰余金処分額 (B)	297, 668	178, 998
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	184, 000	70, 000
施設整備積立金	(100, 000)	(30, 000)
経営基盤強化積立金	(50, 000)	(-)
地域農業振興支援積立金	(34, 000)	(40, 000)
出資配当金	19, 049	18, 595
(出資配当率)	(3. 00%)	(3. 00%)
事業分量配当金	94, 618	90, 403
次期繰越剰余金 (A - B)	601, 311	623, 144

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和5年度		令和6年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	大口定期・S定期・期日指定・積定年間平均残高に対し0.1% 普通貯金・貯蓄貯金・納税貯金の年間平均残高に対し0.02%	85, 701	大口定期・S定期・期日指定・積定年間平均残高に対し0.1% 普通貯金・貯蓄貯金・納税貯金の年間平均残高に対し0.02%	81, 435
	貸 出	実収利息に対し2.00%	8, 916	実収利息に対し2.00%	8, 968
事業分量配当金合計			94, 618		90, 403

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
繰越額	30,000	20,000

部門別損益計算書

◇ 令和6年度

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管 理費等
事業収益 ①	2,892,887	1,527,560	392,106	437,355	530,393	5,471	
事業費用 ②	825,544	187,893	11,688	343,131	254,066	28,764	
事業総利益 (①－②) ③	2,067,343	1,339,666	380,417	94,224	276,327	△23,293	
事業管理費 ④	1,941,701	998,416	234,335	317,767	242,818	148,362	
(うち減価償却費 ⑤)	140,441	68,089	17,335	37,829	11,366	5,819	
(うち人件費 ⑤')	(1,384,586)	(660,434)	(179,152)	(219,698)	(197,439)	(127,861)	
※うち共通管理費 ⑥		370,454	83,591	86,383	71,695	28,910	△641,036
(うち減価償却費 ⑦)		(16,007)	(3,611)	(3,732)	(3,097)	(1,249)	(△27,699)
(うち人件費 ⑦')		(240,471)	(54,261)	(56,073)	(46,539)	(18,766)	(△416,112)
事業利益 (③－④) ⑧	125,641	341,250	146,081	△223,543	33,509	△171,655	
事業外収益 ⑨	107,411	62,073	14,006	14,474	12,013	4,844	
※うち共通分⑩		62,073	14,006	14,474	12,013	4,844	△107,411
事業外費用 ⑪	504	291	65	67	56	22	
※うち共通分⑫		291	65	67	56	22	△504
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	232,548	403,032	160,022	△209,136	45,465	△166,834	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	232,548	403,032	160,022	△209,136	45,465	△166,834	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		102,753	22,939	26,560	14,581	△166,834	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	232,548	300,279	137,082	△235,696	30,884		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業

管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値(営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費	57.80%	13.04%	13.47%	11.18%	4.51%	100.00%
営農指導事業	61.59%	13.75%	15.92%	8.74%		100.00%

◇ 令和5年度

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,992,434	1,542,521	391,761	434,393	613,831	9,926	
事業費用 ②	729,874	101,833	15,827	339,436	240,939	31,837	
事業総利益 (①－②) ③	2,262,560	1,440,687	375,934	94,956	372,892	△21,911	
事業管理費 ④	1,906,045	976,411	228,307	326,294	251,218	123,812	
(うち減価償却費 ⑤)	134,690	62,019	17,064	38,355	11,789	5,461	
(うち人件費 ⑤')	(1,354,596)	(647,727)	(173,657)	(226,917)	(200,757)	(105,536)	
※うち共通管理費 ⑥		355,761	76,786	84,345	76,393	24,462	△617,748
(うち減価償却費 ⑦)		(13,985)	(3,018)	(3,315)	(3,003)	(961)	(△24,283)
(うち人件費 ⑦')		(227,712)	(49,148)	(53,986)	(48,896)	(15,657)	(△395,402)
事業利益 (③－④) ⑧	356,514	464,276	147,627	△231,338	121,673	△145,723	
事業外収益 ⑨	110,112	63,414	13,687	15,034	13,616	4,360	
※うち共通分⑩		63,414	13,687	15,034	13,616	4,360	△110,112
事業外費用 ⑪	526	303	65	71	65	20	
※うち共通分⑫		303	65	71	65	20	△526
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	466,101	527,386	161,248	△216,375	135,225	△141,384	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	466,101	527,386	161,248	△216,375	135,225	△141,384	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		86,159	18,351	22,875	13,997	△141,384	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	466,101	441,227	142,897	△239,251	121,228		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 営農指導事業

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費	57.60%	12.43%	13.65%	12.36%	3.96%	100.00%
営農指導事業	60.94%	12.98%	16.18%	9.90%		100.00%

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月22日

東京南農業協同組合

代表理事組合長 小林 和男

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(事業収益)	3,099	2,918	2,946	2,990	2,890
信用事業収益	1,499	1,508	1,593	1,542	1,527
共済事業収益	448	399	399	391	392
購買事業収益	599	273	291	298	284
販売事業収益	225	225	225	224	240
その他事業収益	326	463	438	535	447
経常利益	443	308	413	466	232
当期剰余金	260	373	321	363	200
出資金	693	682	673	661	648
(出資口数)	(693, 899)	(682, 231)	(673, 637)	(661, 692)	(648, 917)
純資産額	15,492	15,491	15,109	15,122	14,506
総資産額	195,852	199,757	205,980	202,218	199,056
貯金等残高	179,333	183,215	189,715	185,887	183,425
貸出金残高	37,968	37,980	39,054	42,446	41,947
有価証券残高	20,873	21,498	20,919	19,989	19,355
剰余金配当金額	165	167	112	113	108
出資配当額	20	20	19	19	18
事業利用分量配当額	140	145	148	94	90
職員数	156	153	160	160	167
単体自己資本比率	22.90%	22.69%	22.37%	23.32%	24.35%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収益	1,417,722	1,426,333	8,611
役務取引等収益	35,967	37,317	1,350
その他事業直接収益	375	77	△298
その他経常収益	88,456	63,831	△24,625
計	1,542,520	1,527,558	△14,962
資金調達費用	9,682	101,966	92,284
役務取引等費用	5,151	5,018	△133
その他事業直接費用	-	193	193
その他経常費用	87,000	80,714	△6,286
計	101,833	187,891	86,058
資金運用収支	1,408,040	1,324,367	△83,673
役務取引等収支	30,816	32,299	1,483
その他信用事業収支	1,831	△16,999	△18,830
信用事業粗利益	1,439,231	1,356,550	△82,681
(信用事業粗利益率)	0.74%	0.71%	△0.03%
事業粗利益	2,343,989	2,160,358	△183,631
(事業粗利益率)	1.15%	1.08%	-0.07%
事業純益	425,931	207,310	△218,621
実質事業純益	437,944	218,657	△219,287
コア事業純益	437,569	218,773	△218,796
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	437,569	218,773	△218,796

注：信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)-信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。)

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

コア事業純益＝実質事業純益-国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	194,320	1,417	0.72%	191,696	1,426	0.74%
うち預金	131,699	719	0.54%	128,320	724	0.56%
うち有価証券	21,590	213	0.98%	21,406	212	0.99%
うち貸出金	41,031	485	1.18%	41,970	489	1.16%
資金調達勘定	187,788	9	0.00%	184,992	101	0.05%
うち貯金・定期積金	187,788	9	0.00%	184,992	101	0.05%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや			0.20%			0.15%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	17	9
うち貸出金	29	5
うち商品有価証券	—	—
うち有価証券	3	△1
うちコールローン	—	—
うち買入手形	—	—
うち預金	△15	5
支払利息	△5	92
うち貯金・定期積金	△5	92
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差し引き	22	△84

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	80,341 (42.7%)	81,514 (44.1%)	1,173
定期性貯金	107,259 (57.1%)	103,282 (55.8%)	△3,977
その他の貯金	184 (0.0%)	193 (0.0%)	9
計	187,785 (100.0%)	184,990 (100.0%)	△2,795
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	187,785 (100.0%)	184,990 (100.0%)	△2,795

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	102,426 (100.0%)	99,559 (100.0%)	△2,867
うち固定金利定期	102,426 (100.0%)	99,559 (100.0%)	△2,867
うち変動金利定期	- (0.0%)	- (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
財形貯蓄残高	1	1	-

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	39,473 (96.2%)	39,923 (95.1%)	450
当座貸越	49 (0.1%)	47 (0.1%)	△2
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	1,508 (3.6%)	2,000 (4.7%)	492
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	41,031 (100.0%)	41,970 (100.0%)	939

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	1,276 (3.0%)	1,130 (2.6%)	△146
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	1 (0.0%)	1 (0.0%)	-
製造業	964 (2.2%)	1,009 (2.4%)	45
鉱業	11 (0.0%)	10 (0.0%)	△1
建設・不動産業	28,943 (68.1%)	28,134 (67.0%)	△809
電気・ガス・熱供給水道業	124 (0.2%)	118 (0.2%)	△6
運輸・通信業	586 (1.3%)	893 (2.1%)	307
金融・保険業	2,128 (5.0%)	2,162 (5.1%)	34
卸売・小売業・サービス業・飲食業	6,002 (14.1%)	6,316 (15.0%)	314
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	2,406 (5.6%)	2,169 (5.1%)	△237
合 計	42,446 (100.0%)	41,947 (100.0%)	△499

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	701	645	△56
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	701	645	△56
農業信用基金協会保証	31,509	31,630	121
その他保証	155	171	16
小 計	31,664	31,801	137
信 用	10,080	9,500	△580
合 計	42,446	41,947	△499

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	17,209 (40.5%)	16,372 (39.0%)	△837
変動金利貸出	25,190 (59.3%)	25,555 (60.9%)	365
合 計	42,446 (100.0%)	41,947 (100.0%)	△499

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
運転資金	2,003 (4.7%)	2,000 (4.7%)	△3
設備資金	27,662 (65.1%)	26,913 (64.1%)	△749
生活資金	12,738 (30.0%)	12,985 (30.9%)	247
その他	40 (0.0%)	46 (0.1%)	6
合 計	42,446 (100.0%)	41,947 (100.0%)	△499

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	701	645	△56
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	701	645	△56
信用	10,080	9,500	△580
合 計	10,781	10,145	△636

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	－	－	－
穀作	12	11	△1
野菜・園芸	10	10	－
果樹・樹園農業	－	1	1
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	4	4	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	127	121	△6
農業関連団体等	－	－	－
合 計	155	149	△6

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	155	149	△6
農業制度資金	－	－	－
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	－	－	－
合 計	155	149	△6

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	－	－	－

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
危険債権	令和6年度	39	-	39	-	39
	令和5年度	57	13	43	-	57
要管理債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小 計	令和6年度	39	-	39	-	39
	令和5年度	57	13	43	-	57
正常債権	令和6年度	41,927				
	令和5年度	42,415				
合 計	令和6年度	41,927				
	令和5年度	42,472				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	12	-	18	12	12	11	-	12	11
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	18	12	-	18	12	12	11	-	12	11

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	16	86	16	88
	金額	19,350	33,672	17,391	33,382
代金取立為替	件数	－	－	0	0
	金額	30	31	－	15
雑為替	件数	2	1	2	1
	金額	9,844	9,912	13,047	12,972
合 計	件数	18	87	18	89
	金額	29,224	43,615	30,438	46,369

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
公共債窓販実績	44	280

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	5,044	5,026	△ 18
地方債	2,072	2,060	△ 12
政府保証債	200	200	－
金融債	－	－	－
社債	13,273	13,119	△ 154
株式	－	－	－
受益証券	999	999	－
その他証券	－	－	－
合 計	21,590	21,406	△ 184

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和5年度								
国債	－	29	－	－	－	600	4,414	5,044
地方債	－	－	301	－	－	499	1,164	1,965
政府保証債	－	－	－	－	－	200	－	200
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	900	1,900	1,000	1,600	－	1,403	5,845	12,649
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	－	－	－	1,000	－	－	－	1,000
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度								
国債	－	－	－	－	499	4,414	－	4,914
地方債	－	200	100	－	1,099	651	－	2,051
政府保証債	－	－	－	－	200	－	－	200
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	800	1,100	1,900	1,900	2,769	4,472	－	13,241
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	－	－	1,000	－	－	－	－	1,000
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－

4 有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	500	505	5	500	502	2
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	500	505	5	500	502	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,700	2,379	△ 320	2,700	2,196	△ 503
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	2,700	2,379	△ 320	2,700	2,196	△ 503
合 計		3,200	2,885	△ 314	3,200	2,698	△ 501

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	674	630	44	609	600	9
	地方債	1,693	1,600	92	907	900	7
	政府保証債	213	200	13	201	200	1
	社債	2,339	2,303	36	781	768	12
	受益証券	-	-	-	-	-	-
	小計	4,921	4,735	186	2,500	2,470	30
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	3,825	4,414	△ 588	3,487	4,413	△ 925
	地方債	409	465	△ 55	1,052	1,151	△ 98
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	6,799	7,246	△ 446	8,363	9,172	△ 808
	受益証券	832	1,000	△ 167	751	1,000	△ 248
	小計	11,867	13,125	△ 1,257	13,653	15,736	△ 2,079
合 計		16,789	17,860	△ 1,071	16,155	18,206	△ 2,051

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

預かり資産の状況【記載任意】

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 （ファンド ラップ含む）	125	174

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和5年度	令和6年度
残高有り 投資信託 口座数	74	97

共済事業

1 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	4,771	36,657	4,824	35,643
	定期生命共済	61	609	62	616
	養老生命共済	2,158	11,533	1,961	9,765
	(うちこども共済)	1,479	5,577	1,440	5,213
	医療共済	2,936	1,968	2,907	1,846
	がん共済	335	90	351	89
	定期医療共済	94	287	91	292
	介護共済	420	1,751	477	1,959
	認知症共済	13		14	
	生活障害共済	22		22	
	特定重度疾病共済	119		124	
	年金共済	2,746	178	2,732	168
建物更生共済		9,530	244,609	9,212	241,657
合 計		23,205	297,685	22,777	292,037

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		2,936	15	2,907	15
			93		104
がん共済		335	2	351	2
定期医療共済		94	-	91	-
合 計		3,365	18	3,349	18
			93		104

(注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(注2)医療共済の金額は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		420	2,013	477	2,315
認知症共済		13	45	14	39
生活障害共済(一時金型)		13	87	13	87
生活障害共済(定期年金型)		9	14	9	14
特定重度疾病共済		119	248	124	255

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,091	1,590	2,078	1,554
年金開始後	655	490	654	485
合 計	2,746	2,081	2,732	2,039

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,379	44,024	28	2,290	42,497	27
自動車共済	4,546		201	4,562		200
傷害共済	3,007	12,821	－	3,091	11,491	－
団体定期生命共済	－	－	－	－	－	－
定額定期生命共済	2	8	－	1	4	－
賠償責任共済	230		－	236		－
自賠責共済	1,226		19	1,261		20
その他	－	－	－	－	－	－
合 計	11,390		251	11,441		249

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	49,847	46,315
農薬	106,887	94,241
飼料	8,194	7,225
農業機械	28,897	41,067
包装資材	29,195	21,061
保温資材	123,955	62,789
	-	-
	-	-
	-	-
その他	34,695	26,536
小 計	381,672	299,236
生活物資		
食品	133,536	134,903
米	-	-
生鮮食品	46,067	48,157
一般食品	87,469	86,746
衣料品	3,490	2,987
耐久消費財	22,589	11,026
日用保健雑貨	30,205	19,169
家庭燃料	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
その他	-	-
小 計	189,821	168,087
合 計	571,494	467,324

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	(515)	(763)
麦	－	－
豆類・雑穀	－	－
いも類	－	－
野菜	(81,220)	(82,795)
果実	(38,656)	(41,658)
花き・花木	(6,479)	(6,063)
工芸 作物	－	－
生乳	－	－
けい卵	－	－
肉畜	－	－
その他畜産物	(5,860)	(6,465)
まゆ	－	－
わら 工芸	－	－
みなみの恵み（委託業者販売分）	(27,612)	(26,541)
その他農林水産物	(12,469)	(11,335)
合 計	(172,812)	(175,627)

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販売高	販売高
米	83,262	91,458
麦	－	－
豆類・雑穀	－	－
いも類	－	－
野菜	－	－
果実	－	－
花き・花木	－	－
工芸 作物	－	－
生乳	－	－
けい卵	－	－
肉畜	－	－
その他畜産物	－	－
まゆ	－	－
わら 工芸	－	－
その他農林水産物	125,926	130,796
合 計	209,188	222,255

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
倉庫収益	－	－
加工収益	521	493
合 計	521	493
費用		
倉庫費用	－	－
加工費用	－	34
合 計	－	34
差 引 利 益	521	459

2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
受託宅地等供給収益	260,351	169,344
買取宅地等供給収益	－	－
合 計	260,351	169,344
費用		
受託宅地等供給費用	5,150	5,050
買取宅地等供給費用	－	－
合 計	5,150	5,050
差 引 利 益	255,201	164,294

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	773	108
実費収入	2,247	2,239
健康管理収入	2,352	-
指導雑収入	4,533	3,122
合 計	9,926	5,471
支出		
営農改善費	22,549	21,649
生活文化事業費	1,400	1,512
教育情報費	1,754	1,587
健康管理費	5,189	3,023
指導雑費	944	991
合 計	31,837	28,764
収 支 差 額	△21,911	△23,293

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収益		
利用収益	264,300	272,656
合 計	264,300	272,656
費用		
利用費用	171,355	184,285
合 計	171,355	184,285
差 引 利 益	92,944	88,370

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,710	3,781
一店舗当り貯金残高	46,471	45,856
一職員当り貸出金残高	2,564	2,330
一店舗当り貸出金残高	10,611	10,486
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	18,041	16,314
一店舗当り長期共済保有高	74,421	73,009
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	40	36
一職員当り販売品取扱高	49	45
一店舗当り購買品取扱高	142	116

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

なお、経済事業関係の「一職員当り販売品取扱高」は、買取販売に係る販売高を含んでいます。

2 利益率

(単位：%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.10%	-0.10%
資本経常利益率	3.00%	1.50%	-1.50%
総資産当期純利益率	0.10%	0.10%	0.00%
資本当期純利益率	2.40%	1.30%	-1.10%

注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末	22.80%	22.80%	0.00%
	期中平均	21.80%	22.60%	0.80%
貯証率	期末	10.70%	10.50%	-0.20%
	期中平均	11.40%	11.50%	0.10%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,781	15,858
うち、出資金及び資本準備金の額	662	649
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	15,259	15,347
うち、外部流出予定額(△)	113	108
うち、上記以外に該当するものの額	△26	△28
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	11
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,793	15,869
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	13
うち、のれんに係るものの額	15	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	-	13
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15	13
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	15,778	15,856

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,485	62,713
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		2,399
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	67,632	65,112
<自己資本比率>		
自己資本比率（（ハ）／（二））	23.32%	24.35%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「I」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	452	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,049	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,080	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	200	20	1
我が国の政府関係機関向け	404	40	2
地方三公社向け	580	116	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	133,460	26,692	1,068
法人等向け	6,829	3,437	137
中小企業等向け及び個人向け	348	261	10
抵当権付住宅ローン	6,430	2,250	90
不動産取得等事業向け	946	946	38
三月以上延滞等	—	—	—
取立未済手形	53	10	0
信用保証協会等保証付	31,526	3,152	126
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	1,067	1,067	43
（うち出資等のエクスポージャー）	1,067	1,067	43
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	12,579	26,308	1,052
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,009	7,524	301
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	5,944	14,860	594
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	198	496	20
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,426	3,426	137

証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,000	-	-
（うちルックスルー方式）	1,000	-	-
（うちマンドレート方式）	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVARリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	202,999	64,305	2,572
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	-
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	-

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	現金	489	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,018	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,056	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	200	20	—
	我が国の政府関係機関向け	403	20	—
	地方三公社向け	572	54	2
	金融機関、第一種金融商品取引業者向け	130,693	25,737	1,051
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,008	552	22
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6,384	2,711	108
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,050	273	10
	（うちトランザクター向け）	—	—	—
	不動産関連向け	7,509	2,983	119
	（うち自己居住用不動産等向け）	84	36	1
	（うち賃貸用不動産向け）	6,904	2,354	94
	（うち事業用不動産関連向け）	519	591	23
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	1,102	1,102	44
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	—	—	—
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	28	5	—
	信用保証協会等保証付	31,644	3,141	125
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	1,067	1,067	42
	共済約款貸付	—	—	—

上記以外	11,047	24,440	977
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	2,709	6,772	270
(うち農林中央金庫の対象資金調達手段に係るエクスポージャー)	5,995	14,989	599
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	223	559	22
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,119	2,119	84
証券化	-	-	-
(うちS T C 要件適用分)	-	-	-
(うち非S T C 適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,500	802	24
(うちルックスルー方式)	1,500	802	24
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計(簡便法)	-	-	-
C V A リスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	200,789	62,713	2,508
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,399	95
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		65,112	2,604

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,399
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	95
B I	1,599
B I C	191

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国 内		201,999	42,472	20,109	-	199,269	-	-	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		201,999	42,472	20,109	-	199,269	-	-	-
法人	農業	121	-	-	-	121	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	300	-	300	-	401	-	401	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	583	3	580	-	574	1	572	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,606	-	2,606	-	2,506	-	2,506	-
	運輸・通信業	2,909	-	2,909	-	2,710	-	2,710	-
	金融・保険業	143,599	2,002	5,924	-	141,964	1,502	6,321	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,445	158	567	-	907	125	768	-
	日本国政府・地方公共団体	7,120	-	7,120	-	7,075	-	7,075	-
	上記以外	100	-	100	-	100	-	100	-
個 人		40,292	40,280	-	-	40,076	40,076	-	-
そ の 他		2,920	27	-	-	2,832	-	-	-
業種別残高計		201,999	42,472	20,109	-	199,269	41,706	20,456	-
1 年以下		128,003	126	933		124,986	305	-	
1 年超 3 年以下		853	653	200		1,324	621	703	
3 年超 5 年以下		1,841	1,039	802		1,987	1,184	802	
5 年超 7 年以下		2,171	1,569	602		2,708	1,703	1,004	
7 年超 1 0 年以下		4,874	2,866	2,008		6,882	2,602	4,279	
1 0 年超		52,483	36,122	13,856		50,005	35,241	12,261	
期限の定めのないもの		11,771	95	1,705		11,375	46,791	1,404	
残存期間別残高計		201,999	42,472	20,109		199,269	41,706	20,456	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和5年度				令和6年度			
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期首残高	期中増加額	期中減少額	
			目的使用	その他			目的使用	その他
一般貸倒引当金	18	12	-	18	12	11	-	12
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加 重平均値 (%)
		オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	オン・バ ランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	489		489		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,018		5,018		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	2,056		2,056		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20	200		200		20	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	403		403		20	5
地方三公社向け	20	572		572		54	10
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	130,693		130,693		26,289	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	2,008		2,008		552	28
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	6,384		6,334		2,711	42
(うち特定貸付債権向け)	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,049	11	394	1	273	69
(うちトランザクター向け)	45		8				45
不動産関連向け	20～150	7,271	593	7,170	237	2,983	40
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	44	99	44	39	36	44
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	6,817	219	6,728	87	2,354	35
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	409	274	397	109	591	117
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100～150						
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,102		1,102		1,102	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150						
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	28		28		5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	31,644		31,418		3,141	10

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
共済約款貸付	0						
株式等	250～400	1,067		1,067		1,067	100
上記以外	100～1250	11,047	0	11,047	0	24,440	221
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	2,709		2,709		6,772	250
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	5,995		5,995		14,989	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	223		223		559	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,119	0	2,119	0	2,119	100
証券化	-						
(うちS T C 要件適用分)	-						
(うち短期S T C 要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うちS T C ・不良債権証券化要件適用分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	1,500		1,500		602	40
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-						
合計(信用リスク・アセットの額)	-					62,713	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度														(単位:百万円)			
項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,018,590	0		0		0		0		0		5,018,590					
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0		0		0		0		0		0					
国際決済銀行等向け	0	0		0		0		0		0		0					
	0%	10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の地方公共団体向け	2,056,556	0		0		0		0		0		0		2,056,556			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0		0		0		0		0		0		0			
地方公共団体金融機関向け	0	200,238		0		0		0		0		0		200,238			
我が国の政府関係機関向け	201,125	202,767		0		0		0		0		0		403,892			
地方三公社向け	300,103	0		272,396		0		0		0		1		572,500			
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計			
国際開発銀行向け	0	0		0		0		0		0		0		0			
	20%	30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	129,187,018	1,506,453		0		0		0		0		0		0	130,693,471		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	501,799	1,506,453		0		0		0		0		0		0	2,008,252		
	10%	15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け	0	0		0		0		0		0		0		0	0		
	20%	50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,602,785	4,782,066		0		0		0		0		0		0		1	6,384,852
(うち特定貸付債権向け)	0	0		0		0		0		0		0		0		0	0
	100%	150%			250%			400%			その他			合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	0		1,102,326			0			0			0			1,102,326		
株式等	0		0			1,067,780			0			0			1,067,780		
	45%	75%			100%			その他			合計						
中堅中小企業等向け及び個人向け	800		128,657			12,016			254,386			395,859					
(うちトラザクター向け)	800		0			0			0			800					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計				
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	44,075	0	0	0	0	0	0	0	0	39,960	0	0	84,035				
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計					
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	6,267,908	198,871	0	0	0	0	0	0	265,261	84,240	0	6,816,280					
	70%	90%			110%		112.50%		150%		その他		合計				
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	211,879	0			0		0		295,499		0		507,378				
	60%				その他					合計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	0				0					0							
	100%			150%			その他			合計							
不動産関連向け うちADC向け	0			0			0			0							
	50%		100%			150%			その他			合計					
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0		0			0			0			0					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0		0			0			0			0					
	0%	10%		20%		100%		その他		合計							
現金	489,322	0		0		0		0		489,322							
取立未済手形	0	0		28,277		0		0		28,277							
信用保証協会等による保証付	0	31,418,705		0		0		253		31,418,958							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0		0		0		0		0							
共済約款貸付	0	0		0		0		0		0							

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	－	9,095	9,095
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	31,700	31,700
	リスク・ウェイト20%	500	133,801	134,302
	リスク・ウェイト35%	－	6,369	6,369
	リスク・ウェイト50%	5,981	－	5,981
	リスク・ウェイト75%	－	179	179
	リスク・ウェイト100%	301	4,915	5,217
	リスク・ウェイト150%	－	－	－
	リスク・ウェイト250%	－	9,152	9,152
	その他	－	－	－
	リスク・ウェイト1250%	－	－	－
	計	－	195,215	201,999

- (注)
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	180,012			179,073
40%～70%	5,006	107	38	5,034
75%	135	2	10	128
80%				
85%	178			176
90%～100%	29			12
105%～130%	264	8	40	265
150%	1,288	484	40	1,482
250%	1,067			1,067
400%				
1250%				
その他	346	990	10	395
合計	187,982	605	39	187,240

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	201
地方三公社向け	－	300
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	－	－
法人等向け	2	－
中小企業等向け及び個人向け	0	7
抵当権付住宅ローン	－	－
不動産取得等事業向け	－	－
三月以上延滞等	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合 計	3	509

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	201
地方三公社向け	－	300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	72
自己居住用不動産等向け	－	－
賃貸用不動産向け	－	－
事業用不動産関連向け	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合 計	5	573

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、②系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	7,012	7,012	7,063	7,063
合計	7,012	7,012	7,063	7,063

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,000	602
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量 ($\angle$ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\angle$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク減少によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,072	1,721	103	88
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	1,940	1,566		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	188	176		
6	短期金利低下	241	215		
7	最大値	2,072	1,721	103	88
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	15,778		15,856	

(注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	60,840	5,070

（注1） 対象役員は、理事15名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和6年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
正組合員数	1,861	1,818	△43
個人	1,861	1,818	△43
法人	-	-	-
准組合員数	8,486	8,535	49
個人	8,485	8,534	49
法人	1	1	-
合 計	10,347	10,353	6

2 組合員組織の状況

(令和7年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青 壮 年 部	220 人
果 実 部 会 連 絡 協 議 会	157 人
野 菜 部 会 連 絡 協 議 会	164 人
女 性 部	166 人
J A 東 京 み な み 農 業 者 労 災 会	22 人
J A 東 京 み な み 都 市 農 政 連 絡 協 議 会	140 人
年 金 友 の 会 連 絡 協 議 会	38 人
資 産 管 理 部 会 連 絡 協 議 会	20 人
青 色 申 告 部 会 連 絡 協 議 会	8 人
日 野 市 果 実 組 合	21 人
日 野 地 区 青 壮 年 部	62 人
日 野 市 ブ ル ー ベ リ ー 組 合	16 人
日 野 地 区 女 性 部	45 人
日 野 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会	25 人
日 野 市 い ち ご 研 究 会	4 人
日 野 市 施 設 園 芸 研 究 会	12 人
日 野 地 区 年 金 友 の 会	243 人
日 野 地 区 資 産 管 理 部 会	179 人
日 野 地 区 青 色 申 告 部 会	296 人
東 光 寺 蔬 菜 研 究 会	7 人
豊 田 農 事 研 究 会	9 人
堀 之 内 農 事 研 修 会	10 人
万 願 寺 農 友 会	13 人
日 野 地 区 支 部 2 1 支 部	488 人
七 生 地 区 青 壮 年 部	60 人
平 山 蔬 菜 研 究 会	40 人
平 山 農 産 物 直 売 会	32 人
七 生 地 区 農 産 物 直 売 会	28 人
七 生 地 区 女 性 部	71 人
平 山 野 菜 研 究 会	16 人
七 生 地 区 三 和 直 売 会	4 人

日 野 学 童 農 園 研 究 会	7 人
七 生 地 区 年 金 友 の 会	178 人
七 生 地 区 資 産 管 理 部 会	105 人
七 生 地 区 青 色 申 告 部 会	184 人
プ リ ー ジ ン グ タ ウ ン 百 草 園 管 理 組 合	14 人
日 野 市 百 草 萬 蔵 院 台 り ん ご 生 産 組 合	2 人
七 生 地 区 支 部 2 4 支 部	393 人
多 摩 市 農 業 団 体 連 絡 協 議 会	52 人
多 摩 市 園 芸 部	14 人
多 摩 市 椎 茸 生 産 組 合	16 人
多 摩 市 学 校 給 食 連 絡 協 議 会	15 人
多 摩 市 農 産 物 即 売 推 進 協 議 会	31 人
多 摩 地 区 青 壮 年 部	27 人
多 摩 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会	59 人
多 摩 地 区 女 性 部	19 人
多 摩 地 区 年 金 友 の 会	255 人
多 摩 地 区 資 産 管 理 部 会	102 人
多 摩 地 区 青 色 申 告 部 会	92 人
多 摩 地 区 支 部 3 1 支 部	419 人
稲 城 の 梨 生 産 組 合	74 人
稲 城 市 高 尾 ぶ ど う 生 産 組 合	44 人
稲 城 市 特 殊 林 産 組 合	9 人
稲 城 の 梨 友 の 会	3 人
稲 城 地 区 青 壮 年 部	71 人
稲 城 地 区 野 菜 部 会	43 人
シ ン フ ォ ニ ー 利 用 者 部 会	39 人
稲 城 地 区 女 性 部	31 人
稲 城 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会	56 人
平 尾 農 産 物 直 売 組 合	10 人
コ ー プ 出 荷 者 組 合	3 人
稲 城 有 の 実 会	10 人
三 和 農 産 物 直 売 会	14 人
稲 城 地 区 年 金 友 の 会	330 人
稲 城 地 区 資 産 管 理 部 会	207 人
稲 城 地 区 青 色 申 告 部 会	255 人
稲 城 地 区 支 部 8 支 部	518 人
稲 城 地 区 農 機 管 理 組 合	8 人
百 村 野 菜 直 売 会	10 人

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和7年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	小 林 和 男	常勤	理事	永 原 陽 子	非常勤
代表理事副組合長	奥 住 喜 樹	常勤	理事	川 島 保 之	非常勤
常務理事	馬 場 政 宏	常勤	理事	佐 藤 美千代	非常勤
理事	新 倉 隆	非常勤	理事	鈴 木 恵利子	非常勤
理事	石 坂 吉 朗	非常勤	理事	大 貫 寿	非常勤
理事	伊 藤 靖 朗	非常勤	代表監事	角 田 賢 司	非常勤
理事	田 中 宏 明	非常勤	常勤監事	中 村 朗	常勤
理事	渡 辺 利 男	非常勤	監事	百 花 健 司	非常勤
理事	増 田 保 治	非常勤			
理事	松 浦 利 憲	非常勤			

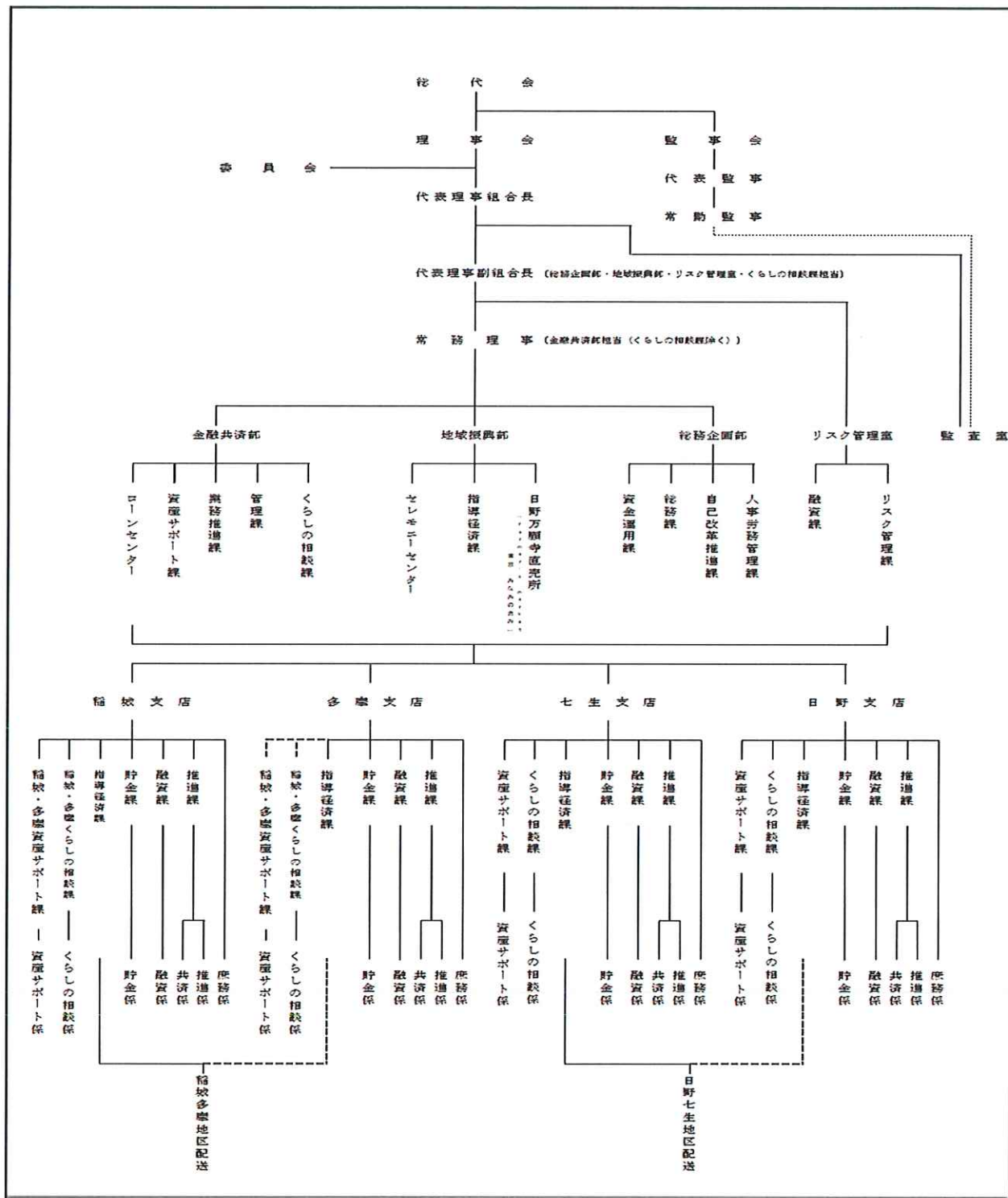
4 職員

(単位：人)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	90	56	146	95	59	154
営農指導員	9	－	9	9	－	9
生活指導員	－	5	5	－	4	4
合 計	99	61	160	104	63	167

6 組織機構図

(令和7年4月1日 現在)



7 地区一覽

(令和7年4月1日 現在)

日野地区・七生地区・多摩地区・稲城地区

8 沿革・歩み

平成元年	日野市、七生、多摩市、稲城市、4農協合併により東京南農業協同組合を設立
	共済・オンラインシステム稼働
	七生地区営農生活センター完成
平成2年	稲城支店新築オープン
	長期共済保有2,000億円達成
平成4年	七生支店・灯油地下タンク完成
平成5年	本店竣工式
	稲城市特産物特産化事業即売所竣工式
平成7年	貯金残高1,000億円達成
平成9年	経済・オンラインシステム稼働
	長期共済保有3,000億円達成
平成10年	ランネットワーク稼働
平成12年	経費支出システム稼働
	渉外担当者支援システム稼働
平成13年	本店燃料センター開設
	稲城支店農産物直売所“シンフォニー”オープン
	日野市農産物直売所オープン
平成14年	七生支店農産物直売コーナーオープン
平成15年	J A東京みなみ事業改革本部設立
平成17年	J A東京みなみセレモニーセンター開設
	J A S T E Mシステム稼働
平成19年	百草支店・多摩センター支店店舗統廃合
平成21年	平山支店・平尾支店店舗統廃合
平成22年	平尾農産物直売所“ハーベスト”オープン
	平山農産物直売所“マルシェひらやま”オープン
平成23年	L P事業を全国農業協同組合連合会へ譲渡
平成24年	コンパスJ Aシステム稼働
平成27年	多摩支店金融店舗新築オープン
平成28年	多摩支店グランドオープン（経済店舗新築オープン）
平成29年	日野支店金融店舗新築オープン
平成29年	日野万願寺農産物直売所“みなみの恵み”グランドオープン
平成30年	日野経済店 旧万願寺直売所へ移転

9 店舗一覧

(令和7年3月31日 現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本 店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-594-1011	
日 野 支 店	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-583-2111	2
日 野 経 済 店	191-0024	東京都日野市万願寺6-35-13	042-583-5670	
七 生 支 店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-591-2011	1
多 摩 支 店	206-0011	東京都多摩市関戸6-11-1	042-375-8211	1
稲 城 支 店	206-0802	東京都稲城市東長沼2110-1	042-377-6002	2
セレモニーセンター	206-0802	東京都稲城市東長沼1915-2	042-370-7272	
日野万願寺直売所	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-589-0373	
平山農産物直売所	191-0043	東京都日野市平山5-18-19	042-591-0700	
平尾農産物直売所	206-0823	東京都稲城市平尾1-49-5	042-331-5575	1

店舗外A T M設置台数 3 台

10 特定信用事業代理業者の状況

(令和7年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	97
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	99
3 事務所の名称及び所在地	102
4 特定信用事業代理業者に関する事項	102
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	17
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	52
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	52
②経常利益又は経常損失	52
③当期剰余金又は当期損失金	52
④出資金及び出資口数	52
⑤純資産額	52
⑥総資産額	52
⑦貯金等残高	52
⑧貸出金残高	52
⑨有価証券残高	52
⑩単体自己資本比率	52
⑪剰余金の配当の金額	52
⑫職員数	52
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	53
②貯金に関する指標	55
③貸出金等に関する指標	56
④有価証券に関する指標	62
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	13
10 法令遵守の体制	14
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	59
②危険債権	59
③三月以上延滞債権	59
④貸出条件緩和債権	59
⑤正常債権	59
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	16
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	62
②金銭の信託	65
③デリバティブ取引	65
④金融等デリバティブ取引	65
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	65
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	60
19 貸出金償却の額	60
20 会計監査人の監査を受けている旨	51